



退職後の 健康保険について

大阪府信用金庫健康保険組合

退職された後は…

健康保険証および資格確認書の返納について

健康保険証および資格確認書をお持ちの方は**家族分も含め、退職時に勤務先に返納**してください

健康保険証および資格確認書は退職日までご利用いただけます。

退職日の翌日以降に健康保険証および資格確認書を使用したときは後日、医療費等保険給付費の返還請求を行うこととなるため、必ず退職時に勤務先へ返納してください。

健康保険証および資格確認書以外に返納するもの

▶ 限度額適用認定証

(交付されているとき・家族分も含む)

▶ 特定疾病療養受療証

(交付されているとき・家族分も含む)

▶ 高齢受給者証

(交付されているとき・家族分も含む)

退職時に勤務先に返納
してください

健康保険証および資格確認書を失くしてしまったとき

退職時に健康保険証および資格確認書をなくし、返却できないときは勤務先に「**健康保険被保険者証滅失届**」および「**資格確認書滅失届**」を提出してください。

同じ事業所または関連会社に再雇用されるとき

同じ会社に退職後引き続き再雇用される場合は、ご自身で手続きすることなく健康保険の資格が更新されます(ご家族を引き続き扶養される場合は、被扶養者異動届等の提出が必要です)。資格確認書をお持ちの方で引き続き資格確認書が必要な場合はその旨を事業所担当者の方へお申出ください。

別の事業所へ再就職されるとき

別の事業所へ再就職される場合は、再就職先の健康保険に加入することとなります。(詳細は加入先健康保険に確認してください)

退職後の医療保険制度について

退職後は大阪府信用金庫健康保険組合の被保険者資格を失い、状況に応じた医療保険に加入することになります。

再雇用または再就職するのでなければ、自分で健康保険加入の手続きを行う必要があり、以下のいずれかに加入することになります。

どの健康保険制度が最もご自身に適しているか必ず確認しましょう。

種類	適用期間	加入資格	保険料	振込手数料	医療機関 の 窓口負担	手続期限
(社会保険に加入している家族の)被扶養者になる ➡P.3へ	特になし	原則として年間収入130万円未満(60歳以上または障害者は180万円未満)であること 手続き等は加入する健康保険に確認が必要です	なし	なし	本人・家族とも3割	加入する健康保険と相談が必要です
国民健康保険(市区町村)に加入する ➡P.5へ	特になし	特になし	前年の収入によって決定	かからない場合もあり	本人・家族とも3割	退職後、14日以内に居住地の市町村役場で手続き
(当健康保険組合の)任意継続被保険者となる ➡P.7へ	2年間	退職日までに健康保険組合に2ヵ月以上継続加入していること	全額自己負担(今までの自己負担分プラス事業主負担分)	かかる	本人・家族とも3割	資格喪失後20日以内にWebにて申請し、保険料を納付

減

保険料負担

増

難

加入条件

易

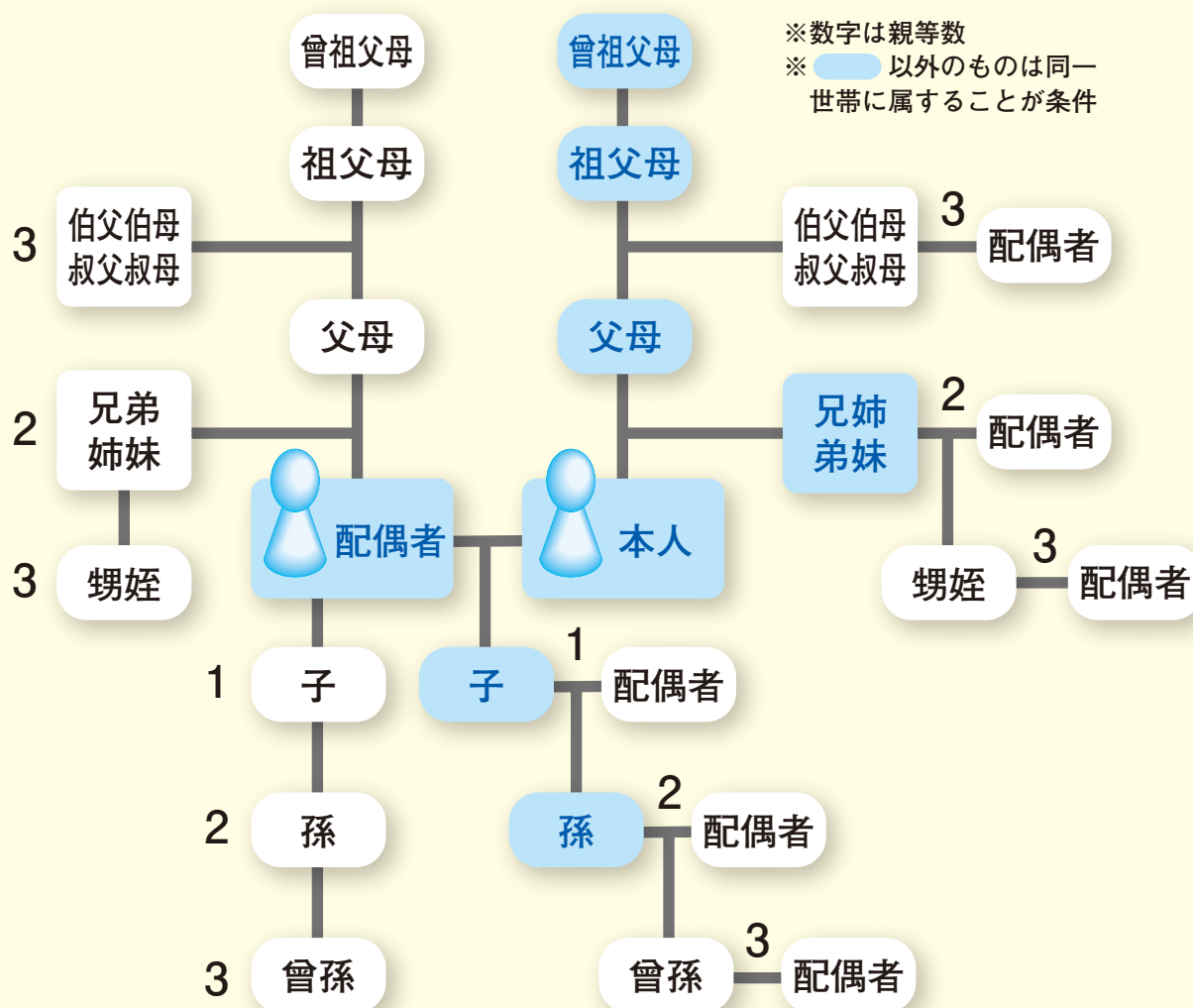
(社会保険に加入している家族の) 被扶養者になる

健康保険では、被扶養者として認定された家族に保険料の負担無く保険給付を行います。被扶養者と認められるには【被扶養者になれる人の範囲】と【収入】について一定の条件を満たしている必要があります。
なお、【被扶養者になれる人の範囲】は法律で決められています。
また、被扶養者となるためには、健康保険の認定を受けなければなりません。

被扶養者になれる人の範囲

原則として国内に居住している三親等内の親族で、主として被保険者の収入によって生活していることが必要です。

三親等内の親族とは？



収入について

扶養の程度の基準としては、被扶養者となる人の年間収入が130万円（60歳以上または障害者は180万円）未満で、被保険者の収入の2分の1未満であることとされています。

【収入の範囲について】

給 与	通勤交通費などの非課税収入や賞与も含まれます。
年 金	遺族年金・企業年金・障害年金等の公的年金で、介護保険料など控除前の年金支払額を収入とみます。
事 業 所 得	収入から加入先の健康保険が認めた直接的必要経費を引いた所得を収入とみます。
不動産・株配当	家賃や株の配当金など定期的な所得を収入とみます。なお、相続などに伴う一時的な所得は該当しません。
失業給付／傷病・ 出産手当金等	受給金額によって扶養家族として認定されるケースもありますので、詳しくは加入先の健康保険にお問い合わせください。

詳しい被扶養者認定基準や、手続きに必要な書類等につきましては加入先の健康保険にご確認ください。

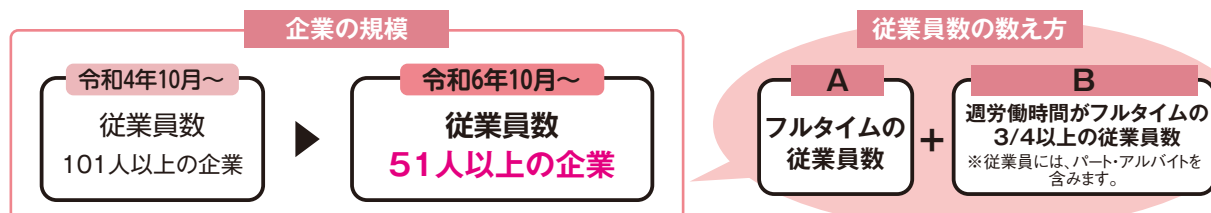


パート・アルバイトの方も社会保険に入れる可能性があります。

パート・アルバイトの方の社会保険適用拡大

令和6年10月1日から、パート・アルバイトの方の社会保険加入の基準が変わりました。1週の所定労働時間および1ヵ月の労働日数が常時雇用者の4分の3以上ある場合は被保険者となります。また、4分の3未満の場合でも下記の5つの要件をすべて満たした場合、健康保険の被保険者となります。

対象となる企業 対象となる企業は従業員が51人以上の企業が対象です。



新たな加入対象者 新たに加える対象者は、次の要件をすべて満たすパート・アルバイトの方です。

- ・ 週の所定労働時間が20時間以上
- ・ 月額賃金が8.8万円以上
- ・ 2ヵ月を超える雇用の見込みがある
- ・ 学生ではない

国民健康保険(市区町村)に加入する

お住いの市区町村で手続きを行います。手続きに必要な書類や具体的な方法等はお住いの市区町村にお問い合わせください。ここでは、一般的な国民健康保険の仕組み等を記載しています。

退職される理由等によって、任意継続に加入するより健康保険料の負担が少なくなる事もあるため、あらかじめ確認しておくことをおすすめします。

国民健康保険 保険料の納め方

市区町村が決定した年間保険料(税)を、市区町村が定める納期までに納めます。

納付方法

1. 口座振替
2. 納付書
3. 年金からの天引
4. クレジットカード
5. 電子マネー
6. キャッシュレス払い(Pay-easy等)等、多数あります。

手数料がかからないうえに、支払方法によってポイントがつく等、お得になる場合があります。

※市区町村によって取り扱い有無が異なります。お住いの市区町村にご確認ください。

国民健康保険 保険料の考え方

国民健康保険の保険料(国民健康保険税)

1. 医療分保険料
 2. 後期高齢者支援金分保険料
 3. 介護分保険料(40歳以上65歳未満)
- この3つの合計額からなります。

それぞれについて、以下の4つの項目から保険料を算出します。

A. 所得割

その世帯の所得に応じて算定(所得額×料率)

総所得金額から基礎控除額(33万円)を引いた額に保険料率を掛けて算出

B. 資産割

その世帯の資産に応じて算定(固定資産税額×料率)

C. 均等割(被保険者均等割)

加入者一人当たりいくらかとして算定(加入者数×均等割額)

D. 平等割(世帯別平等割)

一世帯当たりいくらかとして算定

お住いの
市区町村にて
ご確認ください。



これらの組み合わせ及び各項目の金額・割合(%)は、各市町村が個々に定めるため、お住いの市区町村によって保険料が大きく異なることがあります。

保険料(税)は、国保に加入する資格が発生した月の分から納めなければなりません。届け出をした日からではありませんので、注意しましょう。

年度の途中で国保に加入したり、やめた場合は、月割りで計算し、市区町村が定める納期までに納めます。

保険料(税)は、4月～翌年3月までの年度ごとに計算されます。

国民健康保険 軽減制度・減免制度

国保には保険料の軽減制度や、災害・失業などにより保険料の納付が困難となった場合の減免制度や軽減制度があります。(自治体によって制度の有無があります)

◆減免制度

平成22年4月1日から、市区町村が運営する国民健康保険制度において、倒産や解雇、病気等を理由に失業した方の国民健康保険料(税)を軽減するという制度が開始されました。

対象者

退職理由が、会社都合及び病気、介護、育児、通勤不可能等正当な理由(定年退職は除く)の自己都合退職の方(雇用保険受給資格者証の離職理由コードが以下のいずれかである方)

※ご自身の受給資格者証でご確認ください。

特定受給資格者※ ¹	11・12・21・22・31・32
特定理由離職者※ ²	23・33・34

※1 特定受給資格者…会社の倒産、解雇等会社都合で離職した方

※2 特定理由離職者…雇止め及び病気、介護、育児、通勤不可能等正当な理由で自己都合退職した方

- 退職時に65歳以上の方、季節的あるいは短期間の雇用形態だった方は、今回の軽減制度の対象になりません。
- 雇用保険受給期間の延長をする方は、「雇用保険受給資格者証」が発行されないため延長中は対象になりません。

この制度では、対象者の国民健康保険料(税)が、退職した月(退職日が月末の場合は翌月)からその翌年度末までの間、前年度の給与所得を3割に軽減して算定されます。

◆軽減制度

次のような世帯は、均等割額、平等割額が軽減されます。

世帯主と被保険者全員の前年中所得の合計額が下記の金額以下の場合	
7割軽減	33万円
5割軽減	33万円+(世帯主を除いた被保険者数)×24万5千円
2割軽減	33万円+(被保険者数)×35万円

世帯の所得とは、同じ世帯の次の人の所得を合計した額です。

◎世帯主(国保被保険者でない場合も含む)

◎国保被保険者

- 5年前までに国保被保険者だった後期高齢者医療制度の被保険者

※軽減判定するときの所得は、公的年金等特別控除(15万円)が適用され、青色事業専従者給与及び事業専従者控除・長期譲渡所得等の特別控除の適用はありません。

国民健康保険料(税)は前年度の所得等を基に計算されますので、退職後、当健康保険組合の任意継続被保険者となった場合よりも納める保険料が安くなる場合があります。

上記の要件に該当する方は、この制度の対象になる可能性があります。双方の保険料等を比較して、どちらに加入されるかご検討ください。

国民健康保険料(税)の額や制度の詳しい内容につきましては、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

(当健康保険組合の) 任意継続被保険者となる

信用金庫（あるいはその関連会社）を退職されることにともない、健康保険の被保険者資格も喪失することになりますが、喪失後におきまして、一定の加入要件を満たす方は、自分で健康保険料を納めることにより、継続して健康保険に加入（任意継続）することができます。

1. 加入条件

退職の前日まで継続して2ヵ月以上、被保険者であった場合。

2. 加入期間

年齢に関係なく最長で2年間（ただし、その間に後期高齢者医療保険制度の被保険者になる方については、その当日（75歳の誕生日）に資格喪失）

3. 保険料額

事業主の負担がなくなるため、**全額自己負担**。満40歳以上65歳未満の被保険者は、一般保険料にあわせて介護保険料も必要。

※保険料額は退職時の標準報酬月額と、別に定める任意継続の標準報酬月額の上限を比較して、低い方の標準報酬月額で決定。

4. 申請期間

資格喪失日（退職日の翌日）の20日以内に当健康保険組合に申請。

5. 申請方法

当健康保険組合ホームページの申請フォームより入力して申請してください。（PC、スマホどちらからも申請できます）

6. 初回保険料納付期間

当健康保険組合が指定する納付期限日（申請受付後、当健康保険組合から保険料額等の案内送付）

7. 保険料納付方法

当健康保険組合の銀行口座へ振込納付（振込手数料は自己負担）

8. 保険料納付回数

2回目以降の保険料は毎月納付する「毎月払い」と当該年度分（3月分まで）を一括して納付する「前納払い」があり、どちらかを選択。

【納付回数について】

毎月払い…**毎月10日までに納付が必要**。納期を1日でも過ぎると、任意継続の資格がなくなる。

※10日が金融機関の休日の場合は、休日明けが納付期限日

前納払い…指定日までの納付。**指定日を過ぎると前納の取り扱い不可**。

※一度選択すると、今年度分の納付回数は後から変更できませんのでご注意ください。

※年度が変わり、2年目以降も引き続き任意継続に加入される場合は改めてWEBにて申請が必要です。

任意継続保険料額計算の考え方

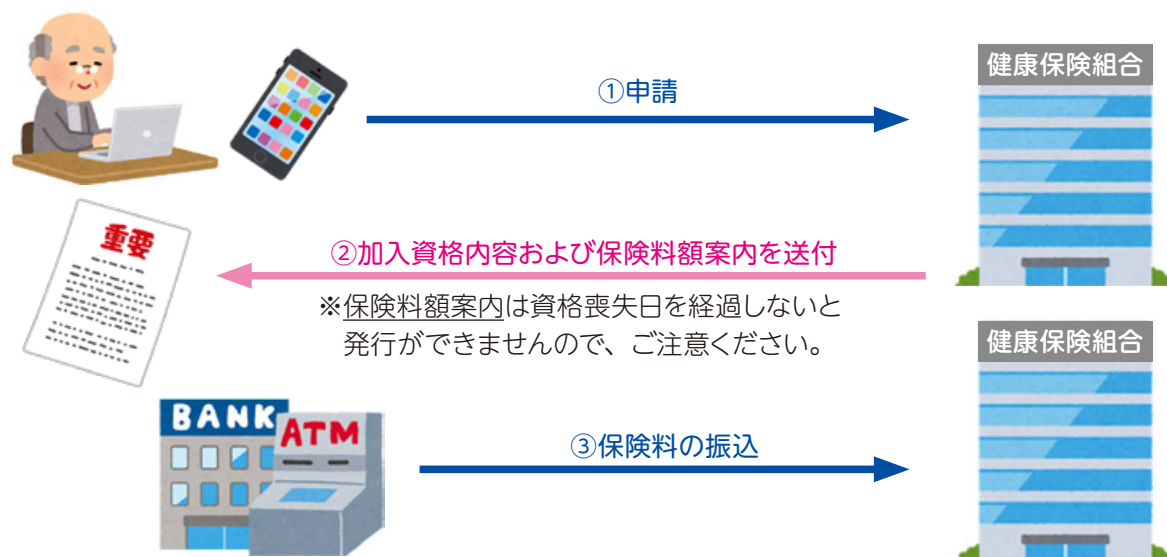
任意継続保険料額は、退職時の標準報酬月額に保険料率をかけて計算するため、所得の減少があっても保険料は変動しません。

また、医療費や高齢者抛金等の増加に伴い増額傾向にあるため、2年度目以降は国民健康保険に加入した方が保険料額は低額になることがあります。毎年3月頃に次年度の（概算）保険料額を文書等でご案内しています。その際に、国民健康保険料額と比較されることをおすすめします。

被扶養者について

被扶養者の収入や現況確認のため、申請後に確認書類の送付等を求めることがあります。その際は早急にご対応の程お願いします。送付等がなかった場合、被扶養者認定が出来ない事もありますのでご注意ください。

任意継続手続きの流れ



① 申請

資格喪失日（退職日の翌日）から20日以内に当健康保険組合のホームページにある任意継続申請フォームから入力してください。

② 加入資格内容および保険料額案内を送付

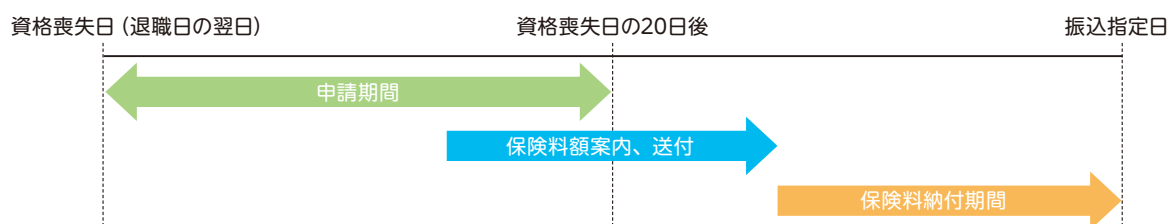
申請内容を当健康保険組合で受付確認後、保険料額の案内を資格喪失日以降に送付します。

当健康保険組合が指定する納付期限日までに保険料の振込が無かった場合は、**申請は無効となり、任意継続資格は取消**となりますのでご注意ください。

③ 保険料の振込

当健康保険組合指定口座へ、振込指定日までに必ずお振込みください。

申請受付および確認前の保険料の振込はできません。必ず申請後にお振込みください。



任意継続手続きの注意点

1. 申請について

申請期間外の申請は受付できませんのでご注意ください。

2. 保険料の振込について

申請受付及び確認前の保険料の振込はできません。必ず申請後にお振込ください。

また、当健康保険組合が指定する納付期限日までに保険料の振込が無かった場合、申請自体が無かったものとみなされます。（任意継続健康保険の加入は不可、国民健康保険へ加入手続きを行うか、その他家族の社会保険に扶養家族として申請）振込忘れには十分ご注意ください。

3. 加入資格内容および保険料額案内の送付について

申請時に転居している場合、転居先の住所を入力（記載）してください。

4. 被扶養者の収入や現況確認について

原則、マイナンバーによる確認を行います。しかし、マイナンバーの情報反映に遅延が生じる等確認できないこともあるため、後日確認書類を送信（送付）いただくことがあります。

任意継続申請フォームについて

当健康保険組合のホームページにある申請フォームより申請頂くと、手続きがスムーズに行えます。また、郵送代もかかりません。下記に申請フォームによる流れをご案内しますので、ご参照ください。

大阪府信用金庫健康保険組合 検索

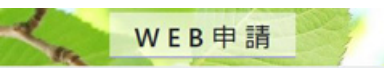


どちらかを
クリックしてください

■Web申請

①まずは「ログイン」しましょう

※申請画面はイメージとなります。



ログイン

記号半角数字

番号

パスワード半角数字

ログインする

ログイン方法はこちら

ご利用いただくには、被保険者記号・番号・パスワード（保険者番号）の入力が必要です。

「記号」と「番号」を入力してください。

パスワードは保険者番号「06271811」を入力してください。

② 申請書を選択します

1. 任意継続被保険者に必要な申請

STEP1 ▶ まずはこちらをお読みください

STEP2 ▶▶ 任意継続WEBシステムについて

STEP3 資格取得申請

STEP1から順に進んでください
順番通りに進まないと申請できません
退職日前の申請はできませんので
ご注意ください

2. 各種証明交付申請書

各種証明交付申請書

③ 申請フォーマットに必要な項目をすべて入力し、確認ボタンをクリックしてください

資格取得申請

申請日 2023/02/13

健康保険被保険者記号・番号 記号 1 番号 1

被保険者氏名 氏 氏 名 名

被保険者カナ名 氏 フリガナ 名 フリガナ

被保険者の生年月日 西暦 年 月 日

※入力項目は以降続く

入力完了後、確認ボタンをクリックしてください

確認

④ 入力確認後、同意欄にチェックをし、申請ボタンをクリックして申請完了です

☐ 同意する

閉じる 申請する

同意欄にチェックし、申請ボタンをクリックして完了

※記入もれがあるとエラーとなりますのでご注意ください。

※連絡事項をメールにてお知らせする場合がありますので、メールアドレスはお間違いのないよう正しくご入力ください。

※迷惑メール対策状況によっては、メールが届かない場合があります。

あらかじめ当該ドメイン（@kenpowebshinsei.com）を受信許可リストに設定してください。

※メールアドレスおよび電話番号についてはいつでも連絡の取れるものをご入力ください。

■任意継続保険料月額表

等級	標準報酬		標準月額		保険料月額		
					一般・介護保険料月額(円) (手続日に40歳～64歳の方)		一般保険料月額(円) (左記以外の年齢の方)
	月額(円)	日額(円)	円以上	円未満	一般保険	介護保険	計
1	58,000	1,930	63,000円未満		5,394	986	6,380
2	68,000	2,270	63,000～73,000		6,324	1,156	7,480
3	78,000	2,600	73,000～83,000		7,254	1,326	8,580
4	88,000	2,930	83,000～93,000		8,184	1,496	9,680
5	98,000	3,270	93,000～101,000		9,114	1,666	10,780
6	104,000	3,470	101,000～107,000		9,672	1,768	11,440
7	110,000	3,670	107,000～114,000		10,230	1,870	12,100
8	118,000	3,930	114,000～122,000		10,974	2,006	12,980
9	126,000	4,200	122,000～130,000		11,718	2,142	13,860
10	134,000	4,470	130,000～138,000		12,462	2,278	14,740
11	142,000	4,730	138,000～146,000		13,206	2,414	15,620
12	150,000	5,000	146,000～155,000		13,950	2,550	16,500
13	160,000	5,330	155,000～165,000		14,880	2,720	17,600
14	170,000	5,670	165,000～175,000		15,810	2,890	18,700
15	180,000	6,000	175,000～185,000		16,740	3,060	19,800
16	190,000	6,330	185,000～195,000		17,670	3,230	20,900
17	200,000	6,670	195,000～210,000		18,600	3,400	22,000
18	220,000	7,330	210,000～230,000		20,460	3,740	24,200
19	240,000	8,000	230,000～250,000		22,320	4,080	26,400
20	260,000	8,670	250,000～270,000		24,180	4,420	28,600
21	280,000	9,330	270,000～290,000		26,040	4,760	30,800
22	300,000	10,000	290,000～310,000		27,900	5,100	33,000
23	320,000	10,670	310,000～330,000		29,760	5,440	35,200
24	340,000	11,330	330,000～350,000		31,620	5,780	37,400
25	360,000	12,000	350,000～370,000		33,480	6,120	39,600
26	380,000	12,670	350,000～370,000		35,340	6,460	41,800

※ 標準報酬月額の上限…380,000円

※ 一般保険料＝保険料{(報酬月額×保険料率(93.00)×月別係数(円未満四捨五入))}－調整保険料＝{(報酬月額×保険料率(1.3)×月別係数(円未満切り捨て))}

※ 介護保険料＝(報酬月額×保険料率(17.00)×月別係数(円未満切り捨て))

令和6年4月1日

健康保険組合任意継続 前納保険料早見表 (介護保険料あり)

※手続き月に40歳～64歳の方はこちら

(単位:円)

前納保険料納付対象月数(任意継続初回手続き月を除いた月数)

等級	報酬月額	1ヵ月	2ヵ月	3ヵ月	4ヵ月	5ヵ月	6ヵ月	7ヵ月	8ヵ月	9ヵ月	10ヵ月	11ヵ月	12ヵ月
1	¥58,000	6,358	12,697	19,015	25,312	31,588	37,844	44,080	50,296	56,491	62,665	68,820	74,955
2	¥68,000	7,455	14,886	22,293	29,676	37,035	44,370	51,681	58,968	66,230	73,470	80,686	87,879
3	¥78,000	8,551	17,076	25,572	34,040	42,481	50,895	59,281	67,639	75,970	84,275	92,552	100,802
4	¥88,000	9,648	19,265	28,850	38,405	47,928	57,420	66,881	76,311	85,711	95,080	104,418	113,725
5	¥98,000	10,744	21,454	32,129	42,769	53,374	63,945	74,481	84,982	95,450	105,883	116,283	126,649
6	¥104,000	11,402	22,767	34,096	45,387	56,642	67,860	79,041	90,185	101,294	112,366	123,403	134,403
7	¥110,000	12,060	24,081	36,063	48,006	59,909	71,775	83,601	95,388	107,138	118,849	130,522	142,156
8	¥118,000	12,937	25,833	38,686	51,497	64,267	76,995	89,681	102,327	114,930	127,493	140,014	152,495
9	¥126,000	13,815	27,584	41,309	54,989	68,624	82,215	95,761	109,264	122,722	136,136	149,507	162,834
10	¥134,000	14,691	29,335	43,932	58,480	72,981	87,435	101,842	116,201	130,514	144,780	158,999	173,173
11	¥142,000	15,569	31,087	46,554	61,971	77,338	92,655	107,921	123,138	138,306	153,423	168,492	183,511
12	¥150,000	16,445	32,839	49,177	65,463	81,695	97,875	114,002	130,076	146,097	162,067	177,984	193,850
13	¥160,000	17,542	35,027	52,455	69,827	87,142	104,400	121,602	138,747	155,838	172,871	189,850	206,773
14	¥170,000	18,638	37,216	55,734	74,192	92,589	110,926	129,202	147,420	165,578	183,676	201,716	219,697
15	¥180,000	19,735	39,406	59,013	78,556	98,034	117,450	136,802	156,091	175,317	194,481	213,582	232,620
16	¥190,000	20,831	41,595	62,291	82,919	103,481	123,975	144,402	164,763	185,057	205,285	225,447	245,543
17	¥200,000	21,927	43,784	65,570	87,284	108,928	130,500	152,003	173,435	194,797	216,089	237,313	258,466
18	¥220,000	24,120	48,163	72,126	96,013	119,820	143,551	167,203	190,778	214,277	237,699	261,044	284,313
19	¥240,000	26,313	52,542	78,684	104,741	130,713	156,600	182,403	208,122	233,757	259,307	284,775	310,160
20	¥260,000	28,506	56,920	85,241	113,470	141,606	169,650	197,603	225,465	253,236	280,917	308,507	336,007
21	¥280,000	30,699	61,298	91,798	122,198	152,499	182,700	212,803	242,809	272,716	302,526	332,238	361,853
22	¥300,000	32,892	65,677	98,355	130,927	163,391	195,751	228,004	260,152	292,196	324,135	355,969	387,700
23	¥320,000	35,085	70,055	104,912	139,655	174,284	208,801	243,205	277,496	311,676	345,744	379,701	413,546
24	¥340,000	37,278	74,434	111,469	148,384	185,177	221,851	258,405	294,840	331,155	367,352	403,432	439,394
25	¥360,000	39,471	78,813	118,026	157,111	196,069	234,900	273,605	312,183	350,635	388,962	427,164	465,240
26	¥380,000	41,663	83,190	124,583	165,840	206,963	247,950	288,805	329,526	370,115	410,570	450,894	491,087

※一般保険料=保険料[(報酬月額*保険料率(93.00)*月別係数(円未満四捨五入))]-調整保険料[(報酬月額*保険料率(1.3)*月別係数(円未満切り捨て))]

※介護保険料=(報酬月額*保険料率(17.00)*月別係数(円未満切り捨て))

前納保険料納付対象月の考え方

※健康保険の年度は、当年4月から翌年3月までです。

- 例) ①退職日 3/31→資格喪失日 4/1 申請を4月に行う ➡4月が初回保険料月 前納保険料納付対象月…5月～翌年3月の11ヵ月
 ②退職日 4/29→資格喪失日 4/30 申請を4月に行う ➡4月が初回保険料月 前納保険料納付対象月…5月～翌年3月の11ヵ月
 ③退職日 4/29→資格喪失日 4/30 申請を5月に行う ➡4月と5月の2ヵ月が初回保険料月

前納保険料納付対象月…6月～翌年3月の10ヵ月

健康保険組合任意継続 前納保険料早見表

※手続き月に39歳までの方及び65歳以上の方はこちら

(単位:円)

前納保険料納付対象月数(任意継続初回手続き月を除いた月数)

等級	報酬月額	1ヵ月	2ヵ月	3ヵ月	4ヵ月	5ヵ月	6ヵ月	7ヵ月	8ヵ月	9ヵ月	10ヵ月	11ヵ月	12ヵ月
1	¥58,000	5,376	10,735	16,077	21,401	26,707	31,996	37,268	42,523	47,761	52,981	58,185	63,371
2	¥68,000	6,303	12,586	18,848	25,090	31,312	37,513	43,694	49,855	55,995	62,116	68,217	74,298
3	¥78,000	7,230	14,437	21,620	28,780	35,916	43,030	50,120	57,186	64,230	71,251	78,249	85,224
4	¥88,000	8,157	16,288	24,392	32,470	40,521	48,546	56,545	64,518	72,465	80,386	88,281	96,150
5	¥98,000	9,084	18,139	27,164	36,160	45,126	54,063	62,971	71,849	80,699	89,520	98,312	107,076
6	¥104,000	9,640	19,249	28,827	38,373	47,889	57,373	66,826	76,248	85,640	95,001	104,332	113,632
7	¥110,000	10,197	20,360	30,490	40,587	50,651	60,683	70,681	80,647	90,581	100,482	110,351	120,187
8	¥118,000	10,938	21,841	32,708	43,539	54,335	65,096	75,822	86,513	97,169	107,790	118,376	128,928
9	¥126,000	11,680	23,321	34,925	46,491	58,019	69,509	80,962	92,378	103,756	115,097	126,402	137,669
10	¥134,000	12,421	24,802	37,143	49,443	61,703	73,923	86,103	98,243	110,344	122,405	134,427	146,410
11	¥142,000	13,163	26,283	39,360	52,394	65,386	78,336	91,243	104,108	116,932	129,713	142,453	155,151
12	¥150,000	13,904	27,764	41,577	55,346	69,070	82,749	96,384	109,974	123,519	137,021	150,478	163,892
13	¥160,000	14,831	29,614	44,349	59,036	73,675	88,266	102,809	117,305	131,754	146,155	160,510	174,818
14	¥170,000	15,758	31,465	47,121	62,726	78,280	93,783	109,235	124,637	139,989	155,290	170,542	185,744
15	¥180,000	16,685	33,316	49,893	66,416	82,884	99,299	115,660	131,968	148,223	164,425	180,574	196,670
16	¥190,000	17,612	35,167	52,665	70,105	87,489	104,816	122,086	139,300	156,458	173,560	190,606	207,596
17	¥200,000	18,539	37,018	55,437	73,795	92,094	110,332	128,512	146,632	164,692	182,694	200,638	218,522
18	¥220,000	20,393	40,720	60,980	81,175	101,303	121,366	141,363	161,295	181,162	200,964	220,701	240,374
19	¥240,000	22,247	44,422	66,524	88,554	110,512	132,399	154,214	175,958	197,631	219,233	240,765	262,227
20	¥260,000	24,101	48,124	72,068	95,934	119,722	143,432	167,065	190,621	214,100	237,503	260,829	284,079
21	¥280,000	25,955	51,825	77,611	103,313	128,931	154,465	179,916	205,284	230,569	255,772	280,893	305,931
22	¥300,000	27,809	55,527	83,155	110,693	138,140	165,499	192,767	219,947	247,039	274,042	300,956	327,783
23	¥320,000	29,663	59,229	88,699	118,072	147,350	176,532	205,619	234,611	263,508	292,311	321,020	349,635
24	¥340,000	31,517	62,931	94,242	125,452	156,559	187,565	218,470	249,274	279,977	310,580	341,084	371,488
25	¥360,000	33,371	66,633	99,786	132,831	165,768	198,598	231,321	263,937	296,446	328,850	361,148	393,340
26	¥380,000	35,225	70,334	105,330	140,211	174,978	209,631	244,172	278,600	312,916	347,119	381,211	415,192

※一般保険料＝保険料[(報酬月額*保険料率(93.00)*月別係数(円未満四捨五入))]-調整保険料[(報酬月額*保険料率(1.3)*月別係数(円未満切り捨て))]

前納保険料納付対象月の考え方

※健康保険の年度は、当年4月から翌年3月までです。

例) ①退職日 3/31→資格喪失日 4/ 1 申請を4月に行う ➡4月が初回保険料月 前納保険料納付対象月…5月～翌年3月の11ヵ月

②退職日 4/29→資格喪失日 4/30 申請を4月に行う ➡4月が初回保険料月 前納保険料納付対象月…5月～翌年3月の11ヵ月

③退職日 4/29→資格喪失日 4/30 申請を5月に行う ➡4月と5月の2ヵ月が初回保険料月

前納保険料納付対象月…6月～翌年3月の10ヵ月

令和6年4月1日